

表 坪山区政府の新型コロナウイルスによる肺炎流行に対する企業への経営安定発展のための若干の措置

項目	支援項目	支援内容
企業の経営コスト削減	1 活動再開延期の支援	<ul style="list-style-type: none"> 坪山区内の従業員数100人以上の製造業企業を対象に、防疫のため操業再開を2月20日以降とする場合、1回限りで10万元の補助金を支給。操業再開を3月1日以降とする場合、1回限りで20万元の補助金を支給する。 各省、市、区政府が定める操業再開時期の後に、疫病発生率の高い地域から深セン市に戻る従業員には、1人当たり1,000元の補助金を支給、企業が一括で申告する。 区人力資源部門は柔軟な労働調整プラットフォームを構築し、操業中止中の企業の余剰労働力を組織し、防疫物資生産企業で秩序をもって活用できるようサポートし、特殊要因による労働力不足の解消を図る。
	2 賃料補助支援	<ul style="list-style-type: none"> 区政府および区の国有企業が所有する不動産(工場、イノベーション型企業用物件などを含む)を借りしている企業に対しては、2カ月間の賃料を免除する。 上半期の毎月の賃料の支払い期限は3カ月間延長可能とする。 管轄区内の非国有企業やその他株式合作制企業においても、上述の国有企業による支援策にならい、不動産賃料を適度に減免したり、協議して支払い期限を延期することを奨励する。
	3 金融支援	<ul style="list-style-type: none"> 防疫期間中、資金不足で、銀行から借入れにより原材料を購入する企業に対し、新規融資金額に対し、人民銀行の基準利率の30%を補助。補助期限は最長1年とし、補助額は最大30万元とする。 訪問などの形式で企業の金融ニーズを収集し、管轄区内の企業に良質なサービスを提供する金融機関に対しては、今年度の銀政提携を優先的に考慮する。
	4 防疫サポート	<ul style="list-style-type: none"> 防疫期間中、区所属の新型コロナウイルス肺炎疫病予防抑止指揮部が活動再開に同意した製造業企業に対し、自社でマスクや消毒液などの防疫物資を購入する場合、購入額の50%を補助する。補助額は1人当たり100元まで、合計最大100万元までとする。 従業員および住民の生活必需品の供給を保障するため、区内の農業貿易市場および営業面積が3,000平方メートル以上のスーパーマーケットが、専門の消毒会社に防疫・消毒業務を委託する場合、実際に発生する費用の50%を補助、累計で最大10万元までとする。
政府サービスの最適化	5 納税期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> 疫病の影響により期限内に納税申告ができない場合、企業は税務部門に延期申告をすることができる。生産経営が困難であり、税金の支払い延期条件を満たす企業は、税務部門に延滞納付の申請をすることができる。延滞納付の期限は最長3カ月までとする。
	6 社会保険支援	<ul style="list-style-type: none"> 疫病の影響を受けて、企業が従業員の養老保険料、失業保険料、労災保険料を期限内に納められない場合、疫病事態の解除後3カ月まで納付を延期することができ、延滞金は加算しない。 企業が保険加入納付登録、申告納付、待遇申請などの業務を期限内に行えない場合、疫病事態の解除3カ月まで手続きを行うことができる。期間中は、養老保険、失業保険、労災保険は通常どおりの待遇を受けることができ、保険加入者の個人権益記録に影響しない。
	7 税関通関サービス	<ul style="list-style-type: none"> 加工貿易企業は防疫事業のために、加工貿易貨物を緊急に寄付または徴用された場合、税関は企業から報告された貨物の品名、数量、寄付(徴用)単位などの基本情報に基づき、登録を行い通関を許可する。事後に申告手続きを行う。 活動再開の延期により加工貿易手帳が有効期限(抹消周期)を過ぎた場合、事後に関連資料を追加提出ができる。
	8 行政サービス	<ul style="list-style-type: none"> 防疫期間中、行政サービスセンターは双方向速達サービスを開通し、インターネット上で事前審査を申告して通過した後、企業は紙面の申告資料を郵送し、行政サービスセンターは結果を返送する。 2019年度の経済発展特別資金および科学技術イノベーション特別資金の審査プロセスを簡略化し、2020年3月末までに発給する。
企業の科学研究の難関突破を奨励	9 科学研究の支援	<ul style="list-style-type: none"> 防疫期間中、区内の企業は検査キット、検査試薬、抗ウイルス薬の研究開発などの面で国家部委員会から重大な技術革新の認定を受けたり、製品の広範囲な応用が認められた場合、新型コロナウイルス肺炎の疫病事態の予防・抑止に突出した貢献をしたとして、一回限りで5,000万元の報奨金を与える。 国家、省、市の「新型コロナウイルス感染応急治療」の研究奨励項目を獲得したプロジェクトは、獲得した報奨金額に応じて50%の奨励金を与える。以上は重複申請不可とする。
付則	10 その他の規定	<ul style="list-style-type: none"> 防疫期間中、企業は疫病予防・抑止を行う主体としての責任を果たし、予防・抑止メカニズムを確実に実行のうえ、従業員を管理し、施設や物資を用意するなど、内部管理に注力しないといけない。さもなくば、区関連産業政策の補助資格を取り消す。

(出所)深セン市坪山区政府